

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に對し、みだりに、その身体に外傷が与えられ、そのある暴行を犯し、又はそのおそれのある行為をせしめること、みだりに、暴行若しくは給水をやめ、暴行し、その健康及び安全を維持することが困難な場所に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することによる苦痛を及ぼすこと、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の処理した施設又は他の愛護動物の死体が安置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となりました。



動物の遺棄・虐待は

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

桜井警察署 0744-46-0110

吉野保健所 0747-64-8131